

北部イングランドにおけるマナの構造

松垣, 祐

<https://doi.org/10.15017/2338987>

出版情報 : 史淵. 48, pp.83-103, 1951-09-05. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

北部イングランドにおけるマナの構造

松 垣 裕

I

我國のマナ研究史上、コスミンスキーの業績を紹介した大塚久雄氏の論文「イギリス莊園の研究に關する最近の一傾向」（昭和十四年）が、果たした誠に「劃期的な」役割については、改めて指摘する迄もない。爾後、幾多の研究が、殆ど例外なくその線に沿つて試みられたことも亦周知の事柄である。その基本的な方向については、筆者も固より異論を挟むものではない。然し乍ら、その前に我々が従來餘りにもコスミンスキーの理論面を重視し、この面を裏付ける具體的な諸事實を輕視してきた點は、反省されなくてよいであらうか。即ち、我々の態度には、彼の理論そのものが據つて立つ學說史的前提を等閑視し、或いは自明のこととして看過し來つた嫌ひがなかつたであらうか。いう迄もなく、イギリス莊園に關する彼の研究は、凡そ二つの研究史上の系譜をもつてゐる。第一は、マナの構造に關連し、所謂「古典的莊園」の普遍的存在を主張する古典的理論に對して地域的に修正を試みた一^{註1}系列の研究史であり、第二は、所謂「地代金納化」(commutation)の研究史に關連するものであつた。^{註2}コスミンスキーの功績は、これら二つの研究史上の成果を綜合し、封建制解體への動的な展望の中に、マナ構造を類型的に把握した點にある。従つて、この學說史の跡を充分検討し盡すのでなければ、我々がコスミンスキーの線より一步も前進することができないであらうことは明瞭である。然し乍ら、我國のマナ研究における理論的偏向への批判として、ドイツの古典的グルントヘルシャフトの構造に關する世良晃志郎氏の問題提起^{註3}と、イギリ

ス十一世紀のマナの諸類型を實證的に解明した田中正義氏の勞作^{註4}とが最近相次いで發表されたことは、理論への具體的な裏付けという基礎的な操作が漸くその緒についてきたものとして慶ぶべきことであろう。以下の小論は、コスミンスキー理論の根據となつたところの、マナ構造に關する諸研究を跡づけ、北部イングランドの特殊なマナの構造について、(1) マナとヴイルとの關係、(2) 直營地、の窺點から整理しようとする意圖をもつものである。

典型的なマナ構造を地域的に修正しようとする動きは、F. W. Matland の古典的著作 *Domesday Book and Beyond, Three Essays in the Early History of England* (1897) 以後、イングランド東部・北部地方に關する monographic な諸研究を通じて漸く顯著となる。その時期は大凡一九一〇—二〇年代であり、このマナ研究史上誠に「生産的な」時代が、所謂「新理論」建設期への第一歩を劃するものであつた譯であるが、同時にまた、マナ發展理論の方向をある程度混沌たらしめる原因ともなつた。一九二九年 *American Historical Review* 誌に發表された N. Neilson の論文「イギリス莊園の諸形態」が、これらマナ構造の多様性を一定の規準によつて整理し、新な研究への方向を與へようとする意圖をもつていたことは明かである。ニールソンは、シーボーム (F. Seebohm) 流に典型的マナの形態を普遍化する立場を強く否定し、地方的慣習及び制度の多様性を承認する態度を闡明した後、マナの類型を決定すべき幾つかの要素を列擧して、それらの内包する問題の所在を指摘する。^{註5}これらの、マナ構造分析の諸視角とも呼ばるべきものは、二三の點を除いて内容的な検討が試みられていないので、單なる問題提起、或いはその時代の研究成果を一應整理したものと考えるのが妥當である。また、ニールソン自身認めるように、これらの諸視角そのものも、個別的に検討されるのでなく、相互の連關の上に立つて総合的に把握される必要のあることはいう迄もない。それにも拘らず、ニールソンの方法によつて、我々はマナ構造の多面性を強く印象づけられる。蓋し、一般に種々の角度から光を照射し、構造上の陰影を識別することは、極めて効果的な方法であるからである。

以下、方法的には敘上の如き觀點からマナの構造に分析を加へてゆくことにする。勿論、前述したように、(1) マナとヴァイルとの關係、(2) 直營地、という視角からのみ試みられたものであるから、一面的な論述に終始したこと、及び十一世紀後半より十三世紀に亘るマナの歴史的發展の動的な考察を描いて、専ら圖式的・靜態的把握に止つたことは、充分自認しつゝ、豫め大方の御諒承を乞う次第である。

註 1 E. A. Kosminsky, *The Hundred Rolls of 1279-80 as a Source for English Agrarian History*, in *The Eco. H. R.*, 1931, pp. 17-8.

2 E. A. Kosminsky, *Services and Money Rents in the Thirteenth Century*, in *The Eco. H. R.*, 1935, pp. 24-7.

3 世良晃志郎「古典的グルント・ルシヤントの構造」〔法學〕一四卷四號、一九五〇年十月

4 田中正義「第十一世紀イギリス莊園の諸類型」〔西洋文化史論大系〕卷一、一九五一年所收

5 N. Nelson, *English Manorial Forms*, in *The American Historical Review*, 1929, pp. 725ff. それによればマナの類型を決定する諸要素とは次の如きものである。(一) マナ及び村落が存在する地域の自然的條件(例へば牧畜村落、農業、森林村落、初期の borough などの區別。それへ領主への貢租・賦課の内容が異なる。)(二) 民族的要素(こゝではとくにケント地方の特殊性が取上げられる。)(三) 領主權の性格(教會領主、世俗領主の區別が農民支配にどのような影響を興へたかの問題。)(四) マチ組織と村落との關係(具體的にはマナとヴァイルとの一致の問題。)(五) マナ内部の社會階層の問題(sokemen, molmen などの特殊な階層の問題。)(六) 土地保有の單位(hide, carucate, sulung, stang などの問題。)(七) 荒蕪地と牧地權。(八) 賦役と金納地代。(九) 直營地(直營地の形態、有無の問題及び直營地小作の問題。)(十) 司法組織(マナ裁判所における訴訟手續の問題。)などである。

II

マナとヴァイルとが單純に一致しないということは、今茲に改めて詳述する必要もないかと思はれる。既にナイトランドも指摘せるように、^註一個のマナが一個以上のヴァイルを包含する場合や、逆て一個のヴァイルに數個のマナが含まれる場合が、南部におよびて、^註屢々認められ、またマチメントンによれば、北部 Nottinghamshire によつては、ドウムズデイ・ブツ

クに記載された二七〇のヴィルの中、マナと一致せる例は僅か二〇に過ぎないと云はれる。^{註2}このような事情は十三世紀末においても變るものではなかつた。Hundred Rolls (1279-80)を檢討したコスミンスキーの一般的結論も、ヴィルとマナとが一致せる例は、Oxfordshire に漸く半數を越え、Huntingdonshire, Buckinghamshire, Warwickshire に約半數、Bedfordshire に二五の中七、Cambridgeshire に一十二の中一二、その他の諸州では僅少現はれるに過ぎないとされてゐる。^{註3}

マナとヴィルとが一致しない、と云ふことについては、これ以上の煩を避けたい。然しここでは、別の觀點からその問題を考へてみることにする。それはマナの内的構造面とヴィルとの具體的な關連を追及することである。以下この點について、ドウムズデイ調査當時の北部 Danclaw^{註4} 地方の事情をステントンの分析によりつゝ若干考へてみよう。

十一世紀イングラランドの土地所有關係を最も網羅的に示す史料として、Domesday Book の果してきた役割は極めて大きい。その専門的な研究も多數に上る譯であるが、凡そ一九一〇年代を劃期として該史料の内容自體に對する評價が變つてきたことは注目すべきことであらう。例へば、D. B. に用いられる manerium なる語が、法律上の、とくに geld 徵收のための單位を表はす術語であるという考へ方は、強く否定されて來り、manerium 概念の一般的適用ではなく、むしろ個別的な實態研究への方向が目されているといはれる。^{註5}従つてかゝる傾向は、勢いマナの構造そのものに對する古典的定義をも覆さずにはおかない。ステントンの表現を借りるならば、「結局恐らく、歴史的に極めて區々であり、地域的に極めて廣く散在せる諸領の中に、凡ての重要な諸特徴において實質的な劃一性が存するということが自體問題^{註6}」となつてくるのである。

つづ、Danclaw 地方に關する D. B. の記録には、土地保有の形態として (1) manor, (2) berewick, (3) sokeland の三種が認められる。^{註8}しかし、上述の如き理由から、それらの具體的構造を檢討することなくしては、つづれも簡単に定義

ついでできるものではない。とくに berewick 及び sokeland は、共に マナに從屬してゐる土地であるから、その從屬關係のありかたについて先づ考慮が拂はれるのは當然であらう。

その前に berewick 及び sokeland の性格について、輪郭を述べて置く。ステントンによれば、berewick 及び inland (land in dominio) の分離せる部分、即ち地理的には主マナから分離してゐるが、マナ領主によつて直接所有されてゐる保有地であり、sokeland とは、そこに居住する sokemen の所有に屬すると考へられるが、同時にそれが從屬してゐる主マナに給付されるべき諸賦課の義務を負う土地である、とされる。これらの點を、先づ sokeland と マナとの關係について考へてみるならば、次の如き三つの面が認められる。

(一) sokeland と マナが一つの農業經營の單位を成す場合。この關係では、sokeland の規模が大きく且つ主マナより分離してゐる場合と、マナ中心部に近接せる場合によつて、それ／＼その結合の程度が弱く、或いは強くなることに注意すべきである。即ち前者は主マナへ實質的な農業賦役を給付せず、農業經營上の主體性を保持してゐるが、後者はその逆の關係を示す。後者については、例へば Blyth ヴァイル (Nottinghamshire) が好例である。D. B. によれば、このヴァイルは Hodsokk マナに隣接する sokeland の 4 villeins 及び 4 bordars が居住してゐた (D. B. fo. 285) が、一〇八八年 Blyth ヴァイルの領主〔即ち Hodsokk マナの領主〕は、その地に修道院を建立するに際し、その charter に、該ヴァイルの人々が彼に給付し、また將來彼の後繼者たるべき僧侶に給付すべき諸賦課の内容を記録した。それによれば、Blyth の農民は (一) 犁耕、(二) 運搬、(三) 刈入れ、乾草作り、(四) market の給付、(五) 製粉所用ダムの修理、などの諸負擔を義務づけられてゐることが明記され、農業賦役を媒介とする該ヴァイルと マナとの結合の密接さを示してゐる。勿論、この賦役については、その量が明記されていないから、今直ちにこの關係が不當に強調されてはならないけれども、マナと sokeland との特殊な關係を示す一史料として評價されてよいであらう。(尤もこの場合については、sokeland

とザイルの關係を論ずる後述の個所を参照)。

(I) sokeland の占有者が、國王から主マナに要求される軍役を援助する場合。ステンントンによれば、少數ではあるが D. B. の中にそのような關係を示す史料が存在するといはれる。^{註14}

(II) マナと sokeland との財政的關係。この關係は、領主によつて所屬の sokeland に居住する人々から徴收される各種の貨幣若しくは現物形態の貢租の中に示されるが、D. B. においても、少數の例外を除き、殆ど凡てのケースに見られる如く、sokeland の價值がその主マナの價值と合算されてゐることから、その關係の重要性及び普遍性が證明されてゐる。^{註15} これらの諸貢租は、通常、"constitutions" という名稱で總括せしめられており、内容的には區々であるが、つづれも慣習的に賦課せられたものであることを明瞭に示している。これらの中で最も重要な地位を占めるのは scioi である。^{註16}

以上、三つの點に亘つて、マナと sokeland との關係をみてきたのであるが、茲で更に一般的に、世良晃志郎氏によつて提起せられた所謂「莊園の三重構造」の問題と関連せしめつゝ考へてみたい。世良氏によれば、我國の學界に於て問題とされてゐる莊園とは、狹義の莊園團體 (der engere Gutsverband od. Fronhofsverband)・即ち領主直營地と農奴保有地のみより構成されてゐる團體であり、莊園を廣義に解するならば、當然その中に「自由な借地」(例へば Zinsland, precaria) も含まれるべきであり、この點の認識が一面的であるとされている。^{註17} この場合、莊園團體を純經濟的見地から観るか、或いは法制的見地から観るか、という視角の相異によつて、その定義、構造も自ら異つてくることはいふ迄もなす。二重構造或いは三重構造という問題も、視角を變へるならば自ら解決されることであり、言葉を換へるならば、莊園とはこれら二つの面を同時に兼ねてゐるといつてよいであらう。このことは、イングランドのマナについても原則的には適用されることである。然し、茲では、二重構造のみを考へる立場にも「自由な借地」存在の意義を無視できないような事例を若干指摘しなければならぬ。

ドイツのグルントヘルシャフトの構造については、もし純經濟的見地に限るならば、所謂「自由な借地」は領主經濟團體に屬しなうという見解が支配的であるかの如くである。その理由として、これら自由な借地は、遠隔地に分散するか、或いは領主の農業經濟以外の目的のために賃與せられたものであるから、農奴保有地と質的に異り、その經濟的機能を異にする¹³と考へられている。従つて、自由な借地の農民は、領主の法的な土地所有權を承認するシムボルとして、少額の承認料 (Rekognitionszins) を負擔したに止り、たとい實質的な意味のある賦役や地代を負擔した場合にも、それは土地賃與に伴う純經濟的な反付給付の意味を有するに過ぎない。要之、自由な借地と領主經濟團體との經濟關係は、「名目的」乃至「副次的」であると説明されるのである。この解釋は、恐らく一般的な認識としては妥當であらう。

ドイツに於ける precaria 或は Zinstand をイングランドの sokeland にそのまま等置することは尤より不可能である。のみならず、マナ構造に占める後者の位置は、前二者におけるほどしかく單純には斷定できぬようである。前述の如く Byth-Vuil の sokeland にみられるような農業賦役は、これを單に「純經濟的な反付給付」として考へることができらうか。我々は一般に封建制農業の性格を規定するものとして、その低度の生産力を補強するところの協同的な關係を想起すべきである。具體的には聯番 (plough-team) を手段とする開放耕地 (open-field) の共同耕作であり、更には共有地における共同放牧の慣習も考慮されなければならぬ。而もその協同的經營の單位は、村落共同體、即ちヴィルを中核とする地域團體であることを想起すべきである。従つて sokeland が果して獨立の農業單位となりうるか否か、或いは狹義のマナ (領主經濟團體) がそのみで一個の完全な經濟體でありうるか否か、またその中に自由な要素をもつ附屬物をも經濟的に包攝しうるか否か、ということとは、マナ及びヴィルとの立地的關係によつて自ら決定されることではないであらうか。ステントンも明瞭に指摘しているように、sokeland とマナとの地理的な距りが兩者の經濟關係を決定すると考へ

ることは決して理由のないことではな^{註七}。

この點に就いてステントンの具體的な説明をみよう。Danelaw 地方におけるマナ構造の一般的特色は、一つの中心的地に數個の分散保有地 (scattered tenements) が從屬し、而も個々の分散保有地が、それ／＼一個のヴァイル全體を包含してゐる如き構造である。具體的に例示すれば、Danelaw 地方の典型的マナと稱せられる Geoffrey Alsein の所有地の Raskulf マナ (Lincolnshire) は、sokeland として Donington, Digby 及び Rowston の各ヴァイル全部 (5つ) 及び 12 carucates の耕地をもつて、Dunsby, Leasingham の二つのヴァイルの半分、Brancwell ヴァイルの三分の一、及び Rauceby, Roxholm ヴァイルの大部分を包含し、更に berewicks として Anwick ヴァイル (6 carucates) を含み、廣大なマナであつた。^{註八} このやうに、分散保有地が、それ／＼獨立のヴァイルを形成してゐるところでは、少くとも農業經營上の主體性を推定することができ、sokeland はたゞ單に「司法權の支配を受ける」所領としての性格を強く打出してゐる。

しかし、それと全く對蹠的な性格をもつ sokeland もある。それは主マナの領域内に含まれるものである。例へば、Nottinghamshire Domesday Survey の記録によつて次の如き事例がある。即ち「Bulcote に於ては、Sweign (なる者) が賦課せらるべき 2 carucates 2 bovates の土地を有してあり、同處では賦課せらるべき 15 bovates の土地をもつ該マナの sokeland がある。」(fo. 288) 「特筆すべきは、Lincolnshire Domesday の少數の例では、ヴァイル全域の中で、マナを構成する部分を「indornio」と表現して同ヴァイル内部に隣接する sokeland を明確に區別し、更に sokeland の占有せる土地の面積を記述して、sokeland を明示する場合がある。^{註九} この種の記述は Lincolnshire 及び Nottinghamshire の「調査」に限られてゐるが、總數二百例以上に達することから、我々は inter-manorial sokeland の存在を可成り通例的現象と考へざるをえなからうに思ふ。かゝる sokeland のマナに對する關係は、ステントンによれば、次のやうな抽象的な表現で結論されてゐる。即ち「マナの境界内に於ては、sokemen はある意味では「マナの」組織外のものである

と考へられてゐる。即ち sokemen の保有地は彼自身の占有せる土地であり、領主の利用には從屬してゐるが、然し直營地には從屬というよりむしろ協同的關係にあつた。かゝる環境の下における彼等の地位は明かに不安定である。然し……その土地の中に我々が Dane law 諸州の マナの中に圍ひ込まれてゐる古い freehold の主な源を認めるのは充分理由のあることである。「^註傍點筆者」と。しかし、「協同的」或いは「不安定」という表現の背後に、前記 Brevik ヴイルの例を考慮に入れつゝ、マナ領域内の sokeland における農業經營上の主體性を幾分か割引して考へることが許されないであらうか。少くとも、領主經濟との密接な關係を想定することは不當ではないであらう。その理由は、實に封建制農業の特質が地域的團體の協同に存するといふこと、換言すれば、ヴィルこそ農業經營の單位であり、マナはそれに反して著しく技術的な一面をもつ秩序であるといふことによつて説明されると思はれる。

又つ、Danelaw Domesday の記録に sokeland と對比せられてゐる berewick についても一言しておかねばならぬ。マナと berewick とを結び紐帶は、sokeland とのそれが “seignorial” 的であるのに對し “proprietary” 的であるといはれる。即ちそれは領主直營地が地理的に分離して存在する型である。然し berewick の構造も、それが一つのヴィル全體を包含してゐるか否かによつて異なるであらうことは前述 sokeland の問題から推して當然考へられねばならぬ。例へば次の例にみよう。Peak 地方 (Derbyshire) である國王直屬のマナ群は、多數の衛星的 berewick を伴つてゐる好例であるが、この地方は丘陵と谷間が連り、狹隘な盆地と廣大な開闢地が續いて、牧畜には好適であるが農業には相應しくない地勢をもつ。一〇六六年當時、この地方にエドワード王は八個のマナを所有してゐたが、各マナには、それぞれ三十一の berewick 群が附隨してゐた。このマナ群は課税の單位として次の二つのグループに分けられる。

(一) Derley, Mestestoford, Wirksworth, Ashbourne 及び Parwick の五マナ。附屬する二十五の berewick と併せて耕地面積 54 carucates に達し、八十九人の villeins と五十六人の bordars を含む。

(1) Bakew, Ashford 及び Hope のミナ。二十七年の Berewick を有し 50 carucates の耕地をもつ。八十一人の villeins 及十三人の bordars を含む。

この總數五十二に及ぶ Berewick 個々の構造は、例へば Ashford マナに附屬するそれに見られるように、通常のヴィルの規模を有しない小村 (hamlet) であつた。従つて、これら Berewick 群は、主マナを中心とする一經濟單位の部分を構成する農場 (farmstead) と考へるのが最も普通であり、主マナの經濟活動に補助的な役割を果す存在であると思はれる。この關係は、その立地條件、例へば可耕地の狭少という事情から必然的に發生したものと考へることが出来るが、すづれにせよ Berewick が完全な一個の經濟體として存立できな註35い好例である。

次に逆の事例について。現今の Rutland 州の中心部に、一〇八六年ウィリアム王は Oakham, Hambleton 及び Ridlington のミナを所有して註37したが、各マナに附屬する Berewick はそれ／＼非常に大きく、中でも Oakham 及び Hambleton マナのそれは、完全に發展せるヴィルを成し、その中には相當量の面積の sokeland を含んで註38した。すま名目上國王の直營地とされてゐるにせよ、その構造は自ら異なるものであり、謂はゞ不在領主を載く一個のマナの如き機能を有したと考へて差支へな註39いであらう。

以上我々の考察せる諸マナは、すづれも sokeland 或は Berewick の如き從屬部分を伴う大所領であり、ヴィルとの關係も、専らそれら從屬地について檢討されてきた。最後に、それとは逆に一個のヴィルの中に數個のマナが併存する事例を若干觀察してみよう。

Lincolnshire の Keelby ヴィルには次表の如き六個のマナと一個の sokeland が存在した。註40

	Assessment		Teamlands	Teams		Sokemen	Villeins	Bordars
	Car.	Bov.		Demesse Mens.				
Soke of Calstori	1	7	(not given)	—	2	13	—	3
Manor, Elaf		$4\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	—	2	—	2
” Sigar		$4\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{8}$	1	$\frac{1}{4}$	3	2	—
” Aldene		$5\frac{1}{3}$	$1\frac{3}{8}$	1	$\frac{1}{4}$	—	4	1
” Alwine		2	$1\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{8}$	—	2	1
” Rolf	1	0	3	1	2	—	10	1
” Grimchel		$5\frac{1}{3}$	$1\frac{3}{16}$	1	$\frac{1}{4}$	—	4	2
” Etric		$3\frac{1}{8}$	$\frac{13}{16}$	$\frac{1}{8}$	—	1	—	2
(Total)	6	0	$(9\frac{1}{8})$	$5\frac{1}{8}$	$4\frac{7}{8}$	19	22	12

これらのマナは、例へば Elaf のマナは York 大司教に、Sigar のマナは Bayeux の司教に、という具合に所有權が別個に屬し、個々のマナが獨立してゐることは注意されるべきである。而もかゝる事情は單に一〇八六年のみでなく、史料的に約半世紀の後にも確認されるといはれる。然し乍ら、領主權は分割せられてゐるにも拘らず、各マナの農民が協同して農業を営んでゐたであらうことは、各マナに居住する農民數(十人以下六例)、或いは聯畜の數(一以下三例)から推して明瞭に窺はれることである。これまた、農業經營の單位としてのヴィルを想起せしめる有力な一史料たることを否定できなうであらう。

註 1 F. W. Maitland, Domesday Book and Beyond, 1921, p. 13.

- 2 F. M. Stenton, *Types of Manorial Structure in the Northern Danelaw*, (Oxford Studies in Soc. & Leg. History, ed. by P. Vinogradoff, Vol. II, 1910) p. 62, note 2.
- 3 E. A. Kosminsky, *The Hundred Rolls*, pp. 17-8
- 4 Danelaw 地方とは (一) 法律史の面では、九世紀のノーマン人の居住に由来する特殊な法的慣習の支配する地方を指し、(二) 政
治史ではノーマン人のよりつと占據された諸州を意味する。(三) 農業史では、近代の York, Lincoln, Nottingham, Derby, Leicester,
Rutland の諸 county を含み、ノーマン起源の地名 'wapentake (郷)' と呼ばれる地方行政の區劃、土地保有制度の劃一性ならぬ
特徴のあるものを、ノーマン Stenton の区々 Danelaw とす。(四) の意味の地方を指す。(Stenton, op. cit. pp. 3-4)
- 5 例へば Maitland, op. cit. pp. 120-7 を見よ。
- 6 Stenton, op. cit. 56; 'manerium なる語は農業上又は財政上の組織と必然的な關係をもつものである。それは内部組織の特
じく組織を總括するに過ぎぬ。意味は、法律上の術語ではなく』(p.60) また N. Nelson, op. cit. p. 728; J. E. A. Jolliffe
Northumbrian Institutions, in Eng. H. R., Vol. XII, 1926, p. 1.
- 7 Stenton, *ibid.*, p. 59.
- 8 Stenton, *ibid.*, p. 4.
- 9 Stenton, *ibid.*, p. 19. 'berewick とは、元來大麥 (barley) の栽培されし village (village) を意味した。(Maitland, op.
cit. p. 114)
- 10 Stenton, *ibid.*, p. 14; soke とは生レタの司法権の支配を受ける土地を意味する場合もある。(p.4); また "a group of vills" とす
る地理學の意味で用ゐられた、或は生レタより行使される司法権に共通に從屬しし、その生レタより指せし "groups of vills"
を意味するものがある。(p. 21); soke 一般のよりつと Maitland, *ibid.*, pp. 80-107.
- 11 Stenton, *ibid.*, pp. 22-8
- 12 Stenton, *ibid.*, pp. 22-3
- 13 merchet (merchetum) とは娘を結婚させるときに支拂はれる税であり、通常農奴身分のメルクマールの一つと考へられて
くる。後つと solemen 且 merchet 給付の義務から免除されたものは例がある。(Vinogradoff, *Villainage in England*,
Oxford, 1892, p. 82, pp. 153-4; Stenton 此の事例のよりつと merchet の給付が必ずしもノルマン領主の權力發達に伴ふ
manorialization を示すものではなく、後代の記録にも現はれる自由民よりの給付例を引用して、むしろノルマン・ロッキングホムト

以前の慣習の存続したものは明らかにと推定している。(Stenton, *ibid.*, pp. 28-4) かなりサクソン時代の社會關係の連續性を強く主張する立場は彼の行論を通じて隨所に窺はれる。

14 例(4) Somerby, near Grantham……fo. 368; Swaton, Lincoln……fo. 357; Wisford, Lincoln……fo. 366; sokemen による軍役の義務は十一世紀(又はそれ以前)には認められるべきであるとされる。(Stenton, *ibid.*, pp. 29-30)

15 Stenton, *ibid.*, p. 31.

16 Stenton, *ibid.*, p. 36, note 1; gafol とは、モンクヘスト以前、國王の直管地以外に居住する保有者から徴收せられたところの慣習的な現物地代(とくに food-rent)であつたが、D. B. 調査以後の時代には、貨幣形態の貢租に轉化してゐる場合もある。世良晃志郎、前掲論文、三三一—三四頁。

17 村落共同体による共同經營については F. Seeborn, *English Village Community*, Cambridge, 1926; C. S. Orwin, *The Open fields*, Oxford, 1938 などを見参照。また、小松芳彦「封建英國の崩壊過程」(弘文堂、昭和十九年)第二論文参照。

18 分散保有 (Streubesitz) に関する獨自の見解は、とくに G. v. Below の諸著作に見られる。例(4)は「ローウ」獨逸中世農業史」(堀米庸三譯、創元社、昭和十九年)。

19 Stenton, *ibid.*, p. 39, p. 43; また、その p. は Cambridgeshire の分散マナの異同が示されてゐる。

20 Stenton, *ibid.*, p. 43.

21 Stenton, *ibid.*, pp. 46-7.

22 Stenton, *ibid.*, p. 49.

23 Stenton, *ibid.*, p. 61.

24 Stenton, *ibid.*, p. 69, p. 72.

25 この他、完全なウニルを成せぬ berewick の例は Sherburn (in Elnet) マナにも見出した。該マナの berewick は平方哩の地域に分散せる hides 及び oxgangs をなす。(Stenton, *ibid.*, pp. 82-3)

26 Stenton, *ibid.*, pp. 76-7.

27 Stenton, *ibid.*, p. 65, 66 を表はす。

III

前節では、ヴィルとの関連の面においてマナの構造、とくにその附屬部分 sokeland 及び berevick の形態・組織について考察を加へてみた。この兩者は、構造的にみて一應マナの外部にあると考へることができ、それ／＼ある種の社會的・經濟的紐帶に基いて中心部のマナに從屬せるものであつた。この意味において前節は、所謂「廣義の莊園團體」の構造分析であつた譯であるが、我々はこゝで節を改めて「狹義の莊園團體」についても併せて検討する必要があることを痛感する。

狹義の莊園團體、こゝでいう嚴密な意味におけるマナの構造は、土地所有の形態上、領主直營地と農奴保有地とに對蹠的な分化を示すのを一般的特色とする。しかし領主直營地にせよ、或いは農民保有地にせよ、具體的な構造を仔細に點檢するならば、そこに多くの形態上若しくは構造上の異同が存するであらうことはもはや指適する迄もないことかと思ふ。幸す、Yorkshire の一地方の、直營地なき所領に關する T. A. M. Bishop の研究と^{註1} Northumbria 地方の特殊な社會構造を分析した J. E. A. Jolliffe の研究に接するをえたので、主として兩論文に依存しつゝ、直營地構造上の諸問題を、本論のテーマに關連させつゝ検討する次第である。

先づ、直營地の定義に關する問題についておく必要がある。何となれば、各種史料にみえる「直營地」(demesne)を表現する術語が、内容的に可成り混亂しているからである。最も普通には、直營地なる言葉は、"dominion" (dominium) とする術語によつて示されるが、既にヴィノグラードフは、"domnicum" なる言葉が、廣狹二義の意味をもつことを指摘している。即ち、狹義の直營地とは、領主によつて（或いは領主の利用のために）直接占有され、且つ耕作される土地であり、廣義の直營地とは、彼に隸屬する農奴によつて保有される土地をも含めたものである。^{註3}

また、"inland" なる術語も、元來領主に屬する凡ての土地を意味したが、後には農民のために讓渡せられた相當量の土地を含む直營地を意味するものとされてゐる。^{註4} 前節に取上げた berevick も、形式上は「地理的に分離せる」直營地と

規定されているけれども、構造上よりみれば、その中には相當量の農奴保有地を含んでいることは明かである。それは、Berewick が分離してゐる以上、耕作に必要な労働力は必然的にその土地に居住する農奴に依存せざるを得ず、事實また前述の如き Berewick の規模（ヴィル又は小村に匹敵する）から考へて自明のことであろう。

然し乍ら、我々が通常その言葉によつて想定する直營地とは、前者、即ち領主の直接占有する土地であることは勿論である。少くとも嚴密な意味における直營地とは、農奴保有地と明かに區別せられる領主の home farm であると考へるのが妥當であろう。Bracton の記述に従へば、直營地とは、領主自身、及び彼の家計に必要な婢僕達のために利用せられる土地であり、“Board Lands” と呼ばれるべきものであつた。即ち専ら自家消費のための土地であるといふことができる。従つて、マナの經濟が穀物市場への介入を意圖することのなかつた時代にあつては、直營地はさほど廣大な面積を必要としなかつた如くである。とはいへ、マナの直營地は村落の他家計よりも大きく、且つ權威ある家計の經濟的地盤として理解さるべきであり、相對的には優れて大きな holding であつたことは銘記されてよい。然し乍ら、農業經營の場としての直營地は、その組織の上からも、労働力の上からも、村落共同體としてのヴィルと密接な關係の下にあつたことを考へるとき、直營地の大きさがヴィルの領域内で或程度の均衡を示していたことも亦併せて考慮されなければならぬ。蓋し、直營地の經營のために無償の労働力を供給した農奴は、正にその労働力再生産のための現實的地盤として、ミニマムな保有地を必要としたからである。一般に「ヴィルの可耕地の」全面積の三分の一乃至二分の一を占めるといはれる直營地面積の平均値は、かゝる事情の中にその根據の一端をもつと考へられる。従つてまた、大所領に通例の分散所有 (Streubesitz) の現象も、單に莊園成立の時間的な遅速、或いは村落の成立がマナ制度に先進するといふことからのみ説明されるべきでなく、併せて、直營地の規模が絶對量において一定の規制を受けているという事情からも説明されるべきである。

いづれにせよ、直營地の經濟活動が、その労働力供給源としてのヴィルと密接な關係に置かれざるを得なかつたことに

つては、これ以上贅言を要しなすと思う。この關係を最も具體的に示すものは、通常の状態として直營地がヴィルの開放耕地に散在する地條 (strip) の集合物として現はれている事實である。従つて直營地の耕作は、必然的に、隣接・混濁している農民地のそれと同時に、行はれるのであつて、單獨に行はれるものではない。

すま、直營地の構造を Laxton (Nottinghamshire) についで具體的に見よう。該マナの領主直營地は、(一)領主館附屬の宅地 (capital messuage)、(二)土地、(三)その他、の三つの部分より構成されているが、先づ(一)についてみれば、一二五二年には牧草のとれる庭園地 (court and garden)、一二八七年には穀倉、牛舎、厩舎、その他の建物、及び牧草並に果樹のとれる二つの園地、などが記録に見えてゐる。(二)についてみれば、耕地面積は一二五二年に 254 acres、一二八七年には 240 acres、一三四一年には 300 acres (三圃制度も明記)、と記され、また分散せる直營地 (scattered demesne lands) の存在を示す直接史料もあるが、領主直營地は明かに開放耕地の中に混在し、冬穀地、春穀地、及び休閑地に三分せられ、休閑地では共同放牧が行はれたことが知られる。(なほ直營地の面積として、一二八一年、一三八八年、及び一四三三年の記録には、それ／＼四、三、及び四 carucates の量が示されてゐる)。直營地の草地 (meadow land) として一二五二年には 84 acres の共同草地と二つの圃ひ込まれた草地があり、その他牧地、森林地についても、大きさは明記されていないが、存在は確認される。(三)についてみれば、Laxton 教會の僧館 (advowson)、風車場 (windmill)、漁池、及び鳩舎がその主な建物であつた。

所で、Laxton マナの直營地に、「分散せる直營地」が存在したとすることは、如何に説明されるのであろうか。ヴィノグラードフも、ニイルスンも開放耕地と分離せる直營地の存在が、多くの史料に指摘されると述べているが、その内容は説明されていない。Laxton マナの例も同様である。従つてその構造なり目的なりについて断定することは許されなければ、敢へて大膽な推定を行へば、その土地は通常の經營方法によらない、ある特殊な目的のために利用されるもの

であつて、少くとも穀物生産の觀點よりすれば、マナ經營に占める比重が比較的小であると考へては不當であらうか。この點これ以上の推測は避けることにして、こゝでは、領主直營地の形態としては、開放耕地に混在しないものもありうる、という點を單に指摘するに止めよう。

さて、直營地の形態に關連して一言しなければならぬことは、直營地の存在が認められないヴィルについてである。この點は、ヴィノグラードフやメイトランドの古典的著作にも明確に指摘されたところである。即ち、「マナ直營地又はそれに從屬する土地をもたぬ村落は、自由民の保有權の確立せるイングランドのある地方、即ち領主權力が經濟的というよりむしろ政治的である地方にのみ例外的に見出される」と。しかし、かゝる特殊な村落については、Yorkshire の North Riding^{註11} 地方に關するビショップの精密な研究報告が我々の注目に價する。この場合ビショップのいう直營地とは、領主のために直接利用される土地であるが、就中それが所與のマナの中で最大の面積をもつ、holding^{註12} であることが直營地のメルクマールとして重要視されている。この點は彼の史料操作を知るために重要である。というのは、彼は該地方の史料を検證するに當つて、例へば North Cowton 村の領主 Adam なる者に法律上直營地として認められてゐる 4 bovates の土地は、3 carucates の總耕地面積をもつ該村落の中に居住する幾人かの自由保有人の holding と比べて、大きくないが、故にマナ直營地ではない、と斷定し、この方法を該地方の史料全般に適用するからである。また、直營地が最大の holding であるという前提は、各種の稅負擔においても、それが土地保有量を規準とする限り、當然最大の給付をなすべきであるという形で適用されるが、この方法は該地方に關する Yorkshire Lay Subsidy (1301) の調査記録を検討するに際して、綿密な實證により確認されている。いま、その結論のみを表示すれば次の如くである。^{註15}

Nature of Evidence	Vills with Demesne	Vills without Demesne	Total
I Inquisitions :			
Showing manorial demesne	28	—	28
II Charters :			
Showing man. demesne	21	—	21
Showing only small holders	—	15	15
■ Lay Subsidy, 30 Edw. I :			
Large pay-ments by feudal lords	62	—	62
Large pay-ments, not explained	18	—	18
Low pay-ments by feudal lords,	—	13	13
No pay-ments by feudal lords,	—	—	—
and no large pay-ments	—	107	107
■ Lay Subsidy, I Edw. II :			
P. yments by feudal lords	11	—	11
No pay-ments by feudal lords	—	21	21
TOTAL	140	156	296

即ち、總數二九六のヴィルの中、直營地なきものは、實に一五六に達し、過半數を占めることが報告されている。

註11

この結論が、僅かにヨークシャーの一地方に限定されるか、或いは更にイングランド北部一般に妥當するか、という問題は、次に當然考へられるべきことであろう。遺憾ながら、その他の地域についての詳細な報告を知らないで、大凡の推定による他はない。いま、この問題を、便宜的に、これらの地方がノルマン・コンクエスト以後どの程度にマナ化 (manorialization) されたかという問題に置き代へて考へてみたい。直營地を缺如している事は、所謂「非マナ」的性格の優たるものであるからである。従つて前述の如く、ヴィノグラードフの規定したように、直營地のない村落は、領主権力が経済的というよりむしろ政治的方向を目指している地方に見出されるという理論は、もし該地方の一般的事情が或る程度確認されるならば、誠に傾聴すべき眞理を含むものと考へられる。幸い、我々は、ジョリフの Northumbria 地方に関する研究の成果を茲に参照することができるのであるが、彼によれば、「領主権は大規模且つ統一ある所領の上に行使されたけれども、領主は、直接それら所領の擄取に關心があつたのではなく、むしろ主として……ヴィルを比較的獨立の狀態に置くことを欲した」と結論されて^{註17}いる Northumbria 地方の特殊な社會構造は、我々に大きな示唆を與へるものである。また北部 Danclaw 地方のマナ化傾向が弱かつたことはステントンの研究が隨所に示している。ジョリフも亦、北部諸州においては領主直營地によつて果された役割が極めて少く、該地方の後進性の一端は、大領主の直營地經營への無關心に歸せらるべきことを述べて^{註18}いるのである。かゝる事情は、Carmel 地方の土地保有關係について實證的に検討されているが、詳述は避けるとして、次の點に注意したい。それは直營地の役割が些少である結果、所謂「週賦役」(week-work) が農民負擔に僅少の比重しか占めていない事實である。従つて賦役の代償として「食物地代」(foodrent) の徴収が廣汎に見られることである。この種の地代が、サクソン時代の支配的貢租であつたことから、foodrent の徴收の一事を以て、直ちに後進性或いは舊制度の殘存を云々することは聊か早計に過ぎよう。例へば、世俗的關心を缺いた純粹な教會領のあるものは、直營地經營の煩を避けて専ら農民の foodrent に依存して^{註19}いたことも考慮しなければならぬからである。

しかしついでにせよ、あるヴァイルにならば food-rent が確實に徴収せられてゐるとする事實が、直營地の缺如を逆推せしめる一方法たりうることは確實であらう。

- 註 1 T. A. M. Bishop. The Distribution of Manorial Demesne in the Vale of Yorkshire, in Eng. H. R. Vol. XLIX, 1934.
- 2 J. E. Jolliffe, Northumbrian Institutions, in Eng. H. R. Vol. XLI, 1926.
- 3 狭義の意味は、villengatum or bondagium と譯せられるのを常として、テナの史料に多く見られる用法であるが、廣義の意味は主として法律用語として用ゐられ、in dominio suo とする表現によつて農奴保有地を含むのを通例とする。(Vinogradoff Villainage, p. 223, note I.) 後者の具體的な例は Liber Niger (1125-28) の中に屢々見出され、例へば Rafham, iii. cartucatas et vi bovatas in dominio" なる表現は、同じ Rafham の同じ D. B. では "inland" と表現せられる例と比較して明かに農奴保有地(勿論ある場合では sokeland 及び)を含むものと考えられる。(Stenton, Types of Manorial Structure, p. 7) ほぼ同様な見解は、Pollock & Maitland, History of English Law, Vol. I, p. 344, にも見られるが、回書 Vol. II, p. 127 では、直營地の第三の意味として、テナ領主に從屬するある保有者が、彼の直營地としてヴァイル又はテナを保有してゐる(但しその大部分は永代的に自由保有者に貸與せられてゐる)場合を指摘してゐる。恐らく之は所謂 sub-manor (從屬莊園)の意味である。(N. Neilson, English Manorial Forms, p. 736) sub-manor の具體例として、C. S. Orwin, The Open-fields, Oxford, 1938, pp. 67ff. を参照。
- 4 この場合ヴァイングラームとは inland が農民のために利用せられる土地であることをいせよ、通常の慣習的保有地と區別せざるべきことを強調してゐる。(Vinogradoff, Villainage, p. 328) また、Stenton, op. cit., p. 8 参照。
- 5 Bracton, iv. 9. 5, f. 263 (cf. Vinogradoff, ibid., p. 314).
- 6 大修道院の直營地は、通常 300-400 acres の面積をもつて過ぎず、例外的に Beauchamp (St. Paul's のテナ)は 676 acres の直營地をもつ。(Vinogradoff, ibid., p. 314, note 3) また、Tillingham (St. Paul's のテナ)では、直營地 300 acres に對して農奴保有地は、30 acres に過ぎなかつたが、直營地の相當の部分が、小作農に貸與されてゐたことを、考慮せねばならぬ。(Vinogradoff, ibid., p. 317)
- 7 Vinogradoff, The Growth of the Manor, Oxford, 1920 (3rd ed.) pp. 330-1.
- 8 W. J. Ashley, The Economic Organization of England, 1914, p. 12.

- 9 Vinogradoff, Villainage, p. 317; 例へば Nottinghamshire の Staunton, Alverton 及び Kilvington の各ヴィンでは、直營地は開放耕地の中に混在してゐる。(Stenton, op. cit., pp. 66-7) 又同く Notts. の Flawborough にも同く現象が史料的に確認される。(Stenton, *ibid.*, p. 66, note 2)
- 10 C. S. Orwin, The Open-Fields, Oxford, 1938, pp. 98-9. 同書の第二章は Laxton ヲナに關する精密な實證的研究より成る。
- 11 Vinogradoff, Villainage, p. 317; N. Neilson, op. cit., p. 736 以下の簡單な指摘を終つてゐる。
- 12 Laxton ヲナの分散直營地については Orwin 前掲書 p. 114 以下一六三五年の記録に基く地圖が、年代の著しい懸絶は考慮されねばならぬとしつゝ、この場合の参考となる。地圖によれば、東・西・南を頂點とし北を底邊とする三角形の マナ領域の中に、West Field, East Field, Mill Field, South Field の耕地、Long Meadow, Westwood Common などの他に、マナ北邊の中央部に Demesne と記された區劃がある。その大よさは上記の各 Field のよ乃至半(すつれも概測)であり、史料にも、開放耕地とは區別された "demesne close" であると説明をなしてゐる。(Orwin, *ibid.*, p. 115)
- 13 Vinogradoff, Villainage, p. 316. 彼の特定の地方をとり Norfolk, Suffolk, Lincoln, Northumberland, Westmoreland etc. を舉つてゐる。また Maitland, Domesday Book, p. 119. 参照。
- 14 North Riding 地方は 'York & A. Tees' 河に延ちる平坦、肥沃にして且つ水利の便な帶狀地帯で、長を四〇哩、幅一五—二〇哩、三百の hundred civil parishes 及び十の wapentakes (郷) を含む地方である。(T. A. M. Bishop, op. cit., pp. 383-7)
- 15 Bishop, *ibid.*, p. 402 の圖表をよめる。
- 16 尤も史料の年代(十三世紀後半—十四世紀初頭)から考へて、直ちにそれ以前の時代に適用する事は注意が必要であらう。就中、通常の經濟史教本の示すところによれば十二世紀以降漸く顯著となる直營地小作化傾向が、かゝる事態を結果せしめたのはなほよく考へるのも一應理由のなることではなからう。しかしこの點の疑義は、一般に北部地方のマナ化傾向の微弱さを示すことによつて解消するであらう。本文後述参照。
- 17 Jolliffe, *ibid.*, p. 14.
- 18 Jolliffe, *ibid.*, p. 2.
- 19 N. Neilson, Customary Rents, in Oxford Studies in Soc. & Leg. History, ed. by P. Vinogradoff, Vol. II, Oxford, 1910, pp. 15ff.
- 20 Maitland, Domesday Book, pp. 319-20.

北部イングランドにおけるマナの構造